

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者名変更等に伴う改正）

現行		改正	
別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
バス事業者	イーグルバス株式会社（中略）小田急バス株式会社、小田急 シテイ イ バス株式会社、神奈川中央交通株式会社（中略）箱根登山バス株式会社、 小田急箱根高速バス株式会社 、株式会社東海バス（以下略）	バス事業者	イーグルバス株式会社（中略）小田急バス株式会社、小田急 ハイ ウェイ バス株式会社、神奈川中央交通株式会社（中略）箱根登山バス株式会社、株式会社東海バス（以下略）

附則

この通達は、令和4年1月1日から施行する。